

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成18年10月5日(2006.10.5)

【公開番号】特開2005-313608(P2005-313608A)

【公開日】平成17年11月10日(2005.11.10)

【年通号数】公開・登録公報2005-044

【出願番号】特願2005-53251(P2005-53251)

【国際特許分類】

B 2 9 B	7/38	(2006.01)
B 2 9 C	47/38	(2006.01)
C 0 8 J	3/20	(2006.01)
C 0 8 L	27/16	(2006.01)
C 0 8 L	77/00	(2006.01)
B 2 9 K	27/12	(2006.01)
B 2 9 K	77/00	(2006.01)
B 2 9 L	7/00	(2006.01)

【F I】

B 2 9 B	7/38	
B 2 9 C	47/38	
C 0 8 J	3/20	C E R A
C 0 8 J	3/20	C E Z
C 0 8 L	27/16	
C 0 8 L	77/00	
B 2 9 K	27:12	
B 2 9 K	77:00	
B 2 9 L	7:00	

【手続補正書】

【提出日】平成18年8月9日(2006.8.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0044

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0044】

<実施例1-3>

実施例1-1において作製したPVDF/PA11=80/20ブレンド試料の走査型電子顕微鏡による測定結果を図6に示す。図に示されるように、PVDFリッチな系では、PVDFとPA11とは微視的な共連続構造(両方の高分子成分が微視的に相互に連続的に繋がった構造)を形成していることが分かった。図中、黒い部分がPA11ドメインであり、白っぽく見える部分はPVDFドメイン中にナノレベルのPA11ドメインが入りこんでいるものである。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0045

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0045】

<実施例1-4>

実施例 1 - 1 において作製した P V D F / P A 1 1 = 8 0 / 2 0 ブレンド試料の倍率をさらに上げ、P V D F ドメイン中にナノレベルの P A 1 1 ドメインが入りこんでいる構造を透過電子顕微鏡で観察したのが図 7 である。図 7 右の写真において、白い部分が P V D F ドメインであり、その中に分散している黒い部分（小さな丸）が P A 1 1 ドメインである。ここでは、1 0 0 n m レベルのものと、さらに小さな 1 0 ~ 数 1 0 n m レベルの P A 1 1 ドメインが存在することが分かった。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 4 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 4 6】

<実施例 1 - 5 >

実施例 1 - 2 において作製したポリスチレン（P S）押出し物の重量平均分子量（M w）とスクリュー回転速度との関係を図 8 に示す。この図において、混練時間は 1 分間とした。図に示されるように、スクリュー回転数が上昇するに従い、分子量も徐々に低下するが、その低下率はほぼ 8 5 % 程度であることが分かった。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 4 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 4 7】

<実施例 1 - 6 >

実施例 1 - 2 において作製したポリスチレン（P S）押出し物の重量平均分子量（M w）と混練時間との関係を図 9 に示す。図において、スクリュー回転速度として 5 0 0 r p m と 1 0 0 0 r p m の 2 通りを選んだ。図からも分かるように、混練時間が増すにつれて、分子量も徐々に低下するが、その低下率はほぼ 8 5 % 程度であることが分かった。